

役員 の 経 歴 ・ 任 期

(令和3年10月1日現在)

役 職	氏 名	就任年月日	任 期	経 歴
理事長	ふるかわ かず 古川 和	令和 3. 4. 1	令和 3. 4. 1～ 令和 8. 3. 31	平成 4. 6 株式会社カズアンドカンパニー 代表取締役社長（平成 25. 5 まで、 平成 14. 6 より株式会社アクション ラーニング研究所） 平成 4. 6 ティーチングキッズ代表 平成 19. 10 NPO法人体験型科学教育研究所 理事（平成 28. 12 まで） 平成 27. 4 東京学芸大学監事（令和 2. 8 まで） 平成 29. 5 株式会社EHRエグゼクティブコンサルタント 令和 3. 4 現職
理 事	まつなが かのぶ ◎松永 賢誕	令和 2. 7. 28	令和 3. 4. 1～ 令和 5. 3. 31	平成 6. 4 文部省学術国際局国際企画課 平成 20. 4 文部科学省研究振興局学術機関課研究調整官 平成 21. 3 外務省在英国日本国大使館一等書記官 平成 23. 1 外務省在英国日本国大使館参事官 平成 24. 8 文部科学省生涯学習政策局政策課生涯学習企画官 平成 25. 4 宮内庁東宮侍従 平成 26. 9 宮内庁東宮職事務主管 平成 28. 7 文部科学省高等教育局私学部参事官 平成 29. 7 文部科学省高等教育局専門教育課長 平成 30. 10 文部科学省初等中等教育局教育課程課長 平成 31. 4 文部科学省高等教育局主任大学改革官 令和 2. 7 現職（役員出向）
理 事	よこい まさお ◎横井 理夫	令和 3. 7. 1	令和 3. 7. 1～ 令和 4. 3. 31	平成 6. 4 文部省教育助成局教職員課 平成 16. 4 石川県企画開発部企画課高等教育振興室長 平成 17. 4 石川県企画振興部地域振興課高等教育振興室長 平成 18. 7 文部科学省大臣官房国際課専門官 平成 18. 9 外務省在中華人民共和国日本大使館一等書記官 平成 22. 4 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育企画官 平成 25. 7 文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課大学技術移転推進室長 平成 26. 9 外務省在中華人民共和国日本大使館参事官 (平成 30. 3 まで) 令和元. 7 文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課長 令和 2. 10 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長 令和 3. 7 現職（役員出向）

理事	いのわたる 伊野 亘	令和 2. 4. 1	令和 2. 4. 1～ 令和 4. 3. 31	昭和 60. 4 平成 15. 4 平成 18. 4 平成 20. 4 平成 23. 4 平成 24. 4 平成 28. 4 平成 30. 4 令和 2. 4	新潟県公立学校教員 国立妙高少年自然の家事業課長 国立妙高青少年自然の家事業推進課長 長岡市立越路西小学校長 上越市教育委員会学校教育課副課長 (兼) 教育センター副所長 国立妙高青少年自然の家所長 国立青少年教育振興機構理事 (兼) 国立妙高青少年自然の家所長 上越市立豊原小学校長 現職
理事 (非常勤)	くらもち のぶえ 倉持 伸江	令和 2. 4. 1	令和 2. 4. 1～ 令和 4. 3. 31	平成 18. 4 平成 28. 4 平成 30. 5 令和 2. 4	東京学芸大学教育学部専任講師 (平成 19. 4 より講師) 東京学芸大学教育学部准教授 (現職) 東京学芸大学学長補佐 (令和 2. 3 まで) 現職 (非常勤)
監事 (非常勤)	かきぬま みき 柿沼 美紀	令和 3. 9. 1	令和 3. 9. 1～ 令和 7 年 事業年度財務諸表 承認日	昭和 62. 4 平成 8. 4 平成 11. 4 平成 12. 4 平成 14. 4 令和 3. 9	文教大学兼任講師 (平成 4. 3 まで) 白百合女子大学兼任講師 (現職) 文京女子大学兼任講師 (平成 25. 3 まで) 日本獣医畜産大学 (現 日本獣医生命科学大学) 獣医学部教授 (現職) 東京通信病院小児科嘱託心理相談員 (現職) 現職 (非常勤)
監事 (非常勤)	うらくさ しげき 植草 茂樹	令和 3. 9. 1	令和 3. 9. 1～ 令和 7 年 事業年度財務諸表 承認日	平成 10. 10 平成 25. 7 令和 3. 9	センチュリー監査法人 (現 新日本有限責任監査法人) (平成 25. 6 まで) 植草茂樹公認会計士事務所 (現職) 現職 (非常勤)

※役員の経歴・任期は、

①独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条

②特殊法人等整理合理化計画 (H13. 12. 19 閣議決定)

③公務員制度改革大綱 (H13. 12. 25 閣議決定)

④特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準 (H14. 4. 26 閣議決定)

に基づき公表しています。(氏名の前に◎のある役員は、②～④による公表対象者です。)